

2022 年度 事業計画書

I 現状と課題

年々増加の一途をたどってきた我が国における外国人労働者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策が開始された 2020 年から外国人新規入国者は大幅な減少に転じ、2021 年には入国拒否対象地域の指定を始めとした水際対策が更に強化されたことにより、外国人材の流れは停滞している状況にある。

出入国在留管理庁が発表した外国人新規入国者数は 2020 年 3,581,443 人(対前年比－87.4%)と大幅な減で、さらに、2021 年の外国人新規入国者数は 151,726 人(対前年比－95.8%)で、前年に比べ約 343 万人の減少となった。

在留資格「技能実習 1 号口」でみると、2020 年は 74,804 人で、前年に比べ 92,601 人の減少、2021 年は 52,915 人の減少となった。

また、在留者数で見ると 2021 年 6 月末時点で 2020 年 12 月末に比べ 2.2%の減となる 2,823,565 人となり、在留資格「技能実習」だけをみても、対 2020 年 12 月末比 6.4%減の 354,104 人となった。

こうした影響を受け、国内で残された外国人材マッチングへの取り組みが注目されることとなった。新型コロナ禍で失業した外国人材がいる一方で、新たな外国人材が入国できず、人手不足に悩む企業が見られる。こうした雇用のニーズをうまく引き合わせ、外国人材の雇用を守るため、政府及び自治体主体のマッチングイベント開催や外国人材雇用相談所の設営など、外国人材雇用に関する取り組みを継続して行った。

新型コロナは、企業の働き方やビジネス形式にまで影響を及ぼし、感染防止のためにテレワークが推奨され、社内外との会議等にもオンラインが広く導入されるようになり、外国人材の雇用に関するセミナーや講演も、従来のスクール形式の対面型のものからオンラインでのウェブセミナーが主流となってきている。

また、近年世界各地で SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けた取り組みが進んでいる中、新型コロナ感染症への対策と相まって、社会の変化に対応し、どうすれば克服できるのか、SDGsに対する重要性がますます注目されるようになっている。

当財団では、こうした状況を踏まえ、かつ、送出し国の経済及び社会情勢も迅速にとらえ、引き続き適正な技能実習制度及び特定技能等の運営に取り組むとともに、

国際交流事業として、継続して海外諸国の青少年等の育成及び親善交流等の再開に向けた活動を展開していくこととする。このため、本年度は、次に掲げる事業を推進する。

Ⅱ 具体的事業計画

1. 国際交流等事業（公益目的事業1）

(1) 調査研究

海外における労働事情や社会経済動向に関する情報を調査収集のため、駐日外国公館（以下、在日大使館）や日本貿易振興機構（以下、JETRO）等関係機関の協力を得ながら、ベトナム、中国、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュ、モンゴル、タイ、フィリピン、ネパール、インド及びスリランカに加え、中央アジア等に関する調査研究を実施するとともに国内に在留する外国人材の労働環境の把握と改善のための調査研究を行う。

また、国内企業の海外進出や海外との経済・人材交流等に関する要望についても調査を行い、実態把握に努め、レポート報告を行う。

(2) 海外人材の受入に係るセミナーの開催

中小企業をはじめとする国内企業の海外との経済・人材交流を支援するため、調査研究結果を踏まえ、在日大使館、地方自治体、JETRO、国際協力機構（以下、JICA）、商工会議所、金融機関等と連携の上、技能実習制度や特定技能制度における新規職種の紹介等の海外人材の受入に係るセミナーを全国で開催する。

(3) 国際ネットワークの構築と人材交流

- ① 国連グローバル・コンパクト(United Nations Global Compact = 以下、UNG C)が提唱する人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗の防止「10の原則」を日ごろの事業を通じて実践している組織として署名していることを踏まえ、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(Global Compact Network Japan =GCNJ)をはじめとした国内外の様々な枠組みに参加し、各枠組みのメンバー企業・団体とともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成など、地球規模の持続可能な発展に向けた取組みに貢献する。
- ② 海外進出企業或いは進出を検討する企業や日系現地合弁企業等と海外人材との交流及び雇用を支援するため、現地日本語学校、職業訓練校、大学等の高等教育機関との関係構築や連携を図る。
- ③ 国内企業と海外人材との交流を更に推進するため、必要に応じて海外の開

係機関と連携協定を結び、海外人材を日本へ招聘するプログラム等の実施を支援する。

- ④ 民間レベルの海外諸国との交流(民間外交)を推進するため、在日大使館等と連携して、技能実習生をはじめとする海外諸国の青少年育成や親善交流に関する事業に協力する。
- ⑤ 技能実習生等海外人材との交流のより良い発展のため、アジア諸国(ベトナム)の小学校等に浄水設備を寄贈するなど、当該国の青少年の健康・衛生水準の向上に向けた支援を行う。
- ⑥ 地方公共団体等と協力し、地域における外国人材の活躍を地域の持続的発展につなげていくため、外国人材の受入支援や共生社会に向け、関係構築や連携を図る。
- ⑦ 国内外の外国人材が、日本語及び日本文化・習慣に触れることができる動画を配信し人材交流を促す。

2. 技能実習生受入れ事業(公益目的事業2)

技能・技術の修得を目的とする技能実習生の受入れを積極的かつ適正に実施し、推進する。

具体的には、次のような施策を推進する。

(1) 監理、指導の強化

外国人技能実習機構、関係部署と連携し、関連法規、技能実習、移行職種の作業内容等の最新情報を的確に把握し、監理・指導の強化を図る。特定の職種とされている自動車整備・介護職種の監理については特に専門職員の経験を活かし、強化徹底する。

(2) 送出し国関連情報の収集

外国人技能実習機構や在日大使館等と連携を図り、修得技能等に関する送出し国の需要動向を調査し、帰国後の技能の活用が期待される職種に関する情報の把握に努める。

各国の送出し機関の調査を実施するとともに、在日大使館等との連携の下、技能実習生の出身地や人財の変化等に関する情報収集に努める。

ベトナム、中国だけでなく、インドネシア、ミャンマー、タイ、カンボジア、モンゴル、バングラデシュ、フィリピン、ネパール、インド及びスリランカについても、今後、受入需要の拡大が見込まれることから情報収集に努める。

(3) 事前講習及び入国後講習の強化

制度の趣旨に沿った適切な事前講習の確保・実施に努めるとともに、技能実習生数の増加に見合った研修体制の充実を図り、入国後の講習を適正に実施し、日本語教育についても教授法の研鑽による、効果的な教育の実施に努める。送出し機関の日本語講習の充実と評価制度の体系化を図ると共に、事前講習の中間報告及び修了報告を通じた教育内容の把握とその改善を図る。

また、技能実習生と入国後の実習の効率化や共生社会に向け、入国予定の実習生と受入れ企業との入国前のコミュニケーション頻度を高める取り組みの促進を図る。

(4) 送出し機関との協力体制強化

送出し機関との協力・協調体制の維持・改善が技能実習生受入れ事業の推進に重要であることから、送出し機関と年数回の連絡会を行い、送出し状況を確認するとともに、事前教育機関の教育体制を点検する。また、技能実習生の現状視察のため、定期的に訪日することを送出し機関へ求めるとともに、さまざまな機会を通じて制度に関する情報提供・情報共有も含めて意思の疎通に努める。

また、送出し機関の現状を精査して質の向上を図り、適正な送出しができるより良い送出し機関と提携し、良質な技能実習生の受入れを目指す。

送出し国で送出し機関との連絡会議をリモート開催し、新制度の詳細な説明を行い、最新情報を共有し、新制度の適正な運用に向けた協力・協調体制の強化を図る。

(5) 技能実習実施者に対する指導及び監査の強化

昨年度に引き続き、指導及び監査において、次の事項を重点的に取り組む。

- ① 技能実習法、出入国管理法、労働基準法、労働者災害保険法、労働安全衛生法、健康保険法、厚生年金保険法等の違反などがないよう指導を強化していく。特に、時間外労働規制の遵守、割増賃金の支払、定期健康診断の実施及び特別教育の実施について指導の強化を図る。
- ② 不正行為を未然に防ぐため、関係法令及び基本方針に従い、実習実施者への定期的な訪問指導や監査による技能実習生の技能実習、生活状況の把握に努める。
- ③ 技能実習計画に沿って確実に実習が行われていることを確認し、職種適合性の確認を継続して行う。
- ④ 技能検定等の確実な受検を促進し、優良な実習実施者と認定されるよう指導する。
- ⑤ 現行在留状況管理等のコンピュータープログラムを更新し、より精度の高いシ

システムを構築する。

(6) 技能実習中の技術や言語の修得状況及び技能実習修了者の帰国後就業状況等の調査

帰国後の円滑な修得技能等の活用に向けて、技能実習中の技術や言語の修得状況を定期的に調査して、技能実習効果の確認を図る。

また、技能実習修了者の帰国後の就業状況等については、送出し機関と連携し現地における帰国後の就業状況に関する情報収集を行うことで修得技能等が円滑に活用されているか、実例及び効果を把握・検証する。送出し機関等と協力して、帰国後のフォローアップ体制の構築を進める。

(7) 技能実習生の日本語能力の向上

技能実習の円滑な実施には、日本語による意思の疎通が重要であることから、日本語能力の向上に向け、以下の取組みを行う。

- ① 外国人技能実習生に対する日本語通信教育の確実な実施を図る。
- ② 技能実習実施者とも連携して、会話能力の向上に努め、必要に応じて、日本語の指導法、教材の紹介、使い方の指導を行う。
- ③ 日本語作文コンクールを財団独自に実施するとともに、多面的な日本語能力の習得を目指して、新たなチャレンジ方式について検討する。
- ④ ■日本語能力試験合格者に対する報奨制度を実施する。
- ⑤ オンライン(インターネット)及び SNS を活用した日本語教育を実施する。

(8) 適切な技能実習候補生の選抜等

送出し機関による適切な技能実習候補生の選抜を確保し、ミスマッチ防止のため、特に募集段階における適切な募集の重要性を同機関に強く認識させるものとし、事前教育における日本語教育の充実強化及び日本の法令等についての指導、及び必要に応じて前職要件確保のための訓練の更なる徹底を図る。

また、送り出し機関を通じて、技能実習の内容、技能実習期間における労働条件等を候補者の母国語によって作成した文書をもって明示する。

(9) 技能実習生の行方不明の防止

技能実習生の行方不明を防止するために、講習内容の充実、モラル教育の強化、及び日頃の訪問指導や監査等を通じ、技能実習及び生活状況の把握に努め、実習実施者及び送出し機関の理解と協力を得て、総合的な行方不明防止対策の実施に努める。また、行方不明防止母国語パンフレットの活用や、実習生が不安や悩みを感じた時に即座に対応できる母国語対応体制の強化を図る。

(10) 送出し国の多様化

海外における労働事情、企業の海外進出、経済動向等に関する調査研究を踏まえて、中国、モンゴル等の北東アジアから、東南アジア諸国、バングラデシュ等の南アジア、アフリカまでを考慮に入れ、信頼できる送出し機関との連携を通じ、送出し国の多様化を図る。

(11) 技能実習制度の普及の強化

技能実習制度の趣旨の徹底及びこれに係る活動等について、新たに追加された職種や、より高い日本語能力が求められる介護職種への技能実習生の受入れの積極的対応のため、次の 5 項目を推進し、企業等へ周知を図り、普及活動に注力する。

- ① 各関係機関(各都道府県及び市区町村、各企業団体、工業会、組合、金融機関等)の協力も得て、企業等への文書配布、訪問及び定期的な連絡による普及活動を徹底する。特に、制度改革を視野に入れた計画的かつ組織的な普及活動を強化し、ホームページ、パンフレット等の刷新を行う。

また、各機関とリンクを張る等により、SNS を利用した普及、広報の頻度を高めるとともに、賛助会員等に技能実習制度に係るアンケート調査を行い、分析した情報を有効的かつ効率的に活用した普及活動を行う。

- ② 適正な技能実習制度運用について広範囲に周知を図るため、普及活動を強化し、役職員の普及活動能力の一層の改善・向上等に努め、事務所間の密接な連携を推進する。また、普及専門職員を配置する。
- ③ 新規職種の拡大に積極的に対応するとともに、移行職種の追加、複数職種実習に係る検討を行い、制度改革の趣旨に沿った運用が図れるよう積極的に取り組む。
- ④ 技能実習生受入れについて制度の普及を推進するとともに、技能実習法に対する正しい理解を目的とした情報提供を行う。
- ⑤ 「I.P.M.ニュース」や各種パンフレットの発行、SNS の活用した広報活動を通じて、適正な技能実習制度運用の普及を図る。

3. 共益事業

(1) 外国人建設就労者受入事業

建設分野において即戦力となる外国人材の活用を目的とする外国人建設就労者受入事業について、特定監理団体として、適正な監理に努め、協議会や国土交通省との連携の強化を図り、その適正な実施を積極的に推進する。2022 年度で終了する外国人建設就労者受入事業を、在留資格「特定技能」等に円滑に

移行させるための検討及び周知を行う。

(2) 特定技能外国人受入事業

2022 年度で終了する外国人建設就労者受入事業を、在留資格「特定技能」等に円滑に移行させるための検討及び周知を図る。

特定技能制度における就労を希望する外国人材と受入を希望する企業の要望に積極的かつ適正に応えるため、以下の取組みを行う。

- ① 登録支援機関として特定技能外国人の適正な支援に努めるとともに、登録支援機関としての支援業務のみ必要とする要望にも対応する。
- ② 既存の技能実習生及び実習実施者に対して積極的かつ丁寧な周知を行い、求職・求人の要望把握に努める。
- ③ 求職・求人の要望に的確かつ迅速に対応するため、特定技能外国人受入事業における他機関との連携を図る。

4. 管理部門

(1) 広報活動

- ① 広報誌「I.P.M.ニュース」を年4回発行し、技能実習及び出入国管理に関する最新情報や実習実施者の優れた取組の紹介、日本語作文コンクール入賞者の紹介等財団と企業に双方向性のある情報、海外における労働事情、企業の海外進出、経済動向、外国人材の受入れ・共生社会に関する情報等を提供する。
- ② 財団の刊行物等を活用し、広く一般に対して、「外国人若者との付き合い方」についての情報を提供する。
- ③ メールや SNS 等を活用し、実習実施者や特定技能所属機関及び実習生等へ最新情報を迅速に提供し、制度の適正な運用を図るとともに IPM の取組を周知する。

(2) 組織体制の強化

- ① 業務に必要な専門知識を有した必要とする優秀な人材の確保に努め、福利厚生の実施を図る。
- ② コンプライアンスや情報セキュリティなど、社会の信頼にこたえられる体制を強化する。個人情報の保護について法規制等を遵守するとともに企業情報の保護を徹底する。
- ③ 働き方改革の動向を踏まえ、時代に即した執務環境及び職員の労働環境の改善を図り、適宜評価制度の見直しと共に必要な規程の見直しを行う。
- ④ 技能実習生や外国人就労者の適正な海外送金を担保するための支援方法

について検討し、不正送金の根絶を図る。

- ⑤ 外国人就労者の職業紹介事業を適正に実施する。
- ⑥ 海外進出企業の支援、海外諸国との人材交流並びに外国人技能実習生受入事業、外国人建設就労者受入事業及び特定技能外国人受入事業に係る業務の適正な実施に不可欠な労務管理、税務会計、コンプライアンス及び情報セキュリティ等に関する役職員研修を実施するとともに、必要に応じてテーマ別の研修を実施するなど、業務の質の向上を図る。
- ⑦ 日本における技能実習や就労を希望する外国人材とその活躍に期待を寄せる国内企業がより良い形で相乗効果を発揮できるよう、日頃の事業活動を通じて蓄積される情報や事例等を踏まえて、企業をはじめとした外国人材受入に関心を持つ様々な層に対するセミナーや講師派遣等を行うとともに、そのための講師養成研修も併せて実施する。
- ⑧ 各事務所の監理責任者以外の役職員についても監理責任者等養成講習を受講させ、制度理解を深める。
- ⑨ 定款に沿った活動を行うため、規程類の整備を行うとともに、役職員教育を強化する。
- ⑩ 外部監査の確実な実施により、適正な法人活動を担保する。
- ⑪ 結核及び新型コロナウイルスをはじめ感染症の罹患率の高い地域からの受入れに当たっては、関係省庁の指導の下、受入れ企業、送出し機関とも連携して適切な対応を行う。

(以上)